

保証制度のポイント

ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)

1 保証対象者 県内に事業所を有し、保証対象業種を営む下記のすべての要件を満たす
中小企業者

ココをチェック!!

通常の保証料率より0.1%
優遇されています

2 資格要件 (1)せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であること
(2)一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けていること

3 保証限度額 5,000万円

4 資金使途 運転資金・設備資金

ココをチェック!!

瀬戸内観光の活性化に資する
資金に限られます

5 保証期間 10年以内(据置期間1年以内含む)
ただし、一括返済の場合は1年以内

6 その他

- ※瀬戸内7県の信用保証協会(兵庫県・岡山県・広島県・山口県・香川県・徳島県・愛媛県)がせとうちDMOの取組に協調し、2017年5月1日から取扱いを開始しました。
- ※「せとうちDMO」とは、瀬戸内エリア全体の観光地を活性化させて、地域全体を一体的にマネジメントしていく組織のことをいいます。
- ※「せとうちDMO」は、一般社団法人せとうち観光推進機構と株式会社瀬戸内ブランドコーポレーションを中心に構成されており、瀬戸内ブランドの確立と瀬戸内地域の価値の最大化を図るため、瀬戸内が有する様々な観光資源を最大限活用し、様々な関係者とともに、持続可能な観光地経営に取り組んでいます。

